

芸術創造館施設利用関係業務仕様書

1 業務の内容

「芸術創造館管理運営業務仕様書」のほか、各室等の利用受付等に関する取扱規定等を整備の上、次の各業務を行うこと。

(1) 施設利用・予約受付業務

① 利用受付、利用相談、スケジュール調整及び打合せ等業務

- ・ 施設の利用、利用方法等の案内などの窓口業務を行うこと。
- ・ 貸室の予約について、利用団体に対し公平性を確保するため、抽選等の方法により行うこととし、空き室は随時予約を受け付けること。
- ・ 利用にかかる目的等を審査し、利用調整を行うこと。
- ・ 各室の利用に際し、舞台利用等の打合せを必ず行い、利用形態、必要な附属設備及び各種機器類の操作人員を確認すること。
- ・ 舞台利用、機器操作業務にかかるエンジニアの派遣などについては、利用団体に対し、選択肢を明示するとともに、指定管理者が設定した基準を明確にし、適切な説明を行うこと。
- ・ なお、利用者からレコーディングの依頼があった場合は、必要なエンジニアを派遣させるとともに、かかる費用については、利用者負担とし、指定管理者が利用者から直接徴収すること。
また、利用者から公演等による利用形態の申し出があった場合は、必要な設営等に関する知識・技術を有する者を派遣させ、かかる費用については、利用者負担とし、指定管理者が利用者から直接徴収すること。

② 使用許可及び使用許可書の発行業務

- ・ 予約後の使用申込について、窓口にて対応すること。
- ・ 使用申込を審査し、使用許可書を発行すること。

③ 施設利用料料金等の徴収・還付業務

- ・ 施設の使用許可の際に、利用料金を徴収すること
- ・ 使用許可書兼領収書を発行すること
- ・ 使用許可を取り消した場合は、利用料金を還付すること。

(2) 施設利用準備業務

- ・ 利用形態に伴い、必要な施設・附帯設備の準備を行うこと
- ・ 利用者の制作物の情報発信・校正等の劇団・ミュージシャン等の支援業務を行うこと
- ・ 公演等の利用形態に応じ、利用者に対して、円滑な施設利用のほか、安全に配慮した公演等にかかる指導を行うとともに、大阪市などの行政機関への各種届出など、必要な業務を行うこと

(3) 施設利用当日対応業務

- ・ 各室の円滑な利用に必要なスタッフサポート業務を行うこと。
- ・ 利用団体を確認のうえ、貸室の鍵を貸し出すこと。
- ・ 附属設備操作業務等にかかる受益者負担の支払等に対応すること

(4) 問い合わせ対応

- ・ 随時、問い合わせ・利用相談・苦情に対応すること。

(5) 各室の簡易な保守・点検・清掃業務

- ・ 各室の利用後には点検及び清掃を行うこと。
- ・ サービスの提供に伴って生じた、施設の損傷等の補修・修繕は指定管理者で行うこと。

(6) 各室の利用促進業務

- ・ 施設の利用促進に必要な各種業務を行うこと。

(7) その他、各室の運営において必要と思われる各種業務の推進

2 職員の配置

芸術創造館の設置目的を達成するため、施設の運営に支障を来たさないように、業務責任者又はその職務を代行する職員（以下、「代行者」という）1名を必ず常時配置するとともに、その他のスタッフと合わせてして常時3名以上の職員（③の職員を除く）を配置してください。

また、上記職員とは別に、演劇・音楽施設の専門的知識・技術を有する職員（以下、「専門職員」という。）を常勤職員として演劇と音楽各1名以上ずつ配置してください。

※専門職員は、第三者への委託も可能ですが、業務責任者、代行者、その他のスタッフの常駐する職員とは別に演劇及び音楽の専門職員を各1名以上配置してください。

3 職員の研修等

指定管理者は、配置する職員について、職員の風紀、規律、業務上の事故等について一切の責任を負うものとする。また、配置する職員に対し、次のことを周知徹底する。

- (1) 利用者に対し親切丁寧に接すること
- (2) 公の施設の職員として公平無私を旨とすること

なお、配置する職員に著しい業務不適格があると認められる場合には、大阪市は指定管理者に対し職員の変更を求めることがある。

4 什器備品等

執務のために使用する職員の執務場所及び業務遂行に必要な什器、備品等は、指定管理者が用意するものとする。なお、別紙備品一覧の備品等については大阪市が提供する。

また、その補修並びに更新は指定管理者の負担とし、指定管理業務終了後において、整備点検の上、大阪市に返却すること。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定

管理者の所有とすることも可能とする。

指定管理者は、事故等により、大阪市の財産を滅失又は損失させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従うこと。

5 業務の履行

大阪市立芸術創造館指定管理者は、本業務の履行にあたっては関係法令に従い、業務の仕様書に基づき実施し、大阪市の監督員の指示に従うこと。

6 その他

本仕様書で疑義の生じた事柄及び判断を要する事項については、大阪市と協議のうえ、その指示に従うものとする。